

岸宏子記念伊賀文学館の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和5年11月1日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市規則第55号

### 岸宏子記念伊賀文学館の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岸宏子記念伊賀文学館の設置及び管理に関する条例（令和5年伊賀市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(使用許可の申請等)

第3条 条例第7条第1項に規定する岸宏子記念伊賀文学館（以下「文学館」という。）の使用の許可を受けようとする者は、使用許可申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、文学館を使用しようとする日（2日以上連続して使用しようとするときは、その初日）（以下「使用日」という。）の属する月の2月前の月の初日（休館日に当たるときは、その日後の最初の休館日でない日）から使用日の10日前（休館日に当たるときは、その日前の最後の休館日でない日）までの期間に受け付けるものとする。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査するものとし、文学館の使用を許可する者に対しては、使用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）により使用の許可を通知するものとする。

4 文学館の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、文学館を使用するときは、許可書を所持し、係員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(使用の取消し又は変更の申請)

第4条 使用者は、許可を受けた文学館の使用を取り消し、又は変更しようとするときは、使用許可変更（取消）申請書（様式第3号）に当該許可に係る許可書を添えて、市長に

申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を承認するときは、使用変更（取消）承認書（様式第4号）により通知するものとする。

（使用料の返還）

第5条 条例第9条ただし書の規定により使用料の全部又は一部を返還することができる場合は、次の各号に掲げる場合とし、その額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 管理上の都合等管理者の責めに帰する理由により使用できなくなった場合 全額
- (2) 非常災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなった場合 全額
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、使用料を還付することに相当の理由があると市長が認める場合 市長が認める額

- 2 前項の規定による使用料の全部又は一部の返還を受けようとする者は、使用料還付請求書（様式第5号）により市長に請求しなければならない。

（使用料の減免）

第6条 条例第10条の規定により使用料を減免することができる場合は、次の各号に掲げる場合とし、その減免の割合は、当該各号に定める割合とする。ただし、営利、営業又は宣伝その他これらに類する目的のために使用する場合は、減免しない。

- (1) 市が主催又は共催する事業の実施のために使用する場合 100%
- (2) 市内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（高等学校、大学及び高等専門学校を除く。）が学校教育の一環として使用する場合 100%
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合 市長が認める割合

- 2 前項第2号又は第3号に掲げる場合に該当することにより使用料を減免する場合において、使用者が冷暖房設備を使用するときは、冷暖房設備の使用に係る部分の使用料は、減免しない。

（開館時間、休館日又は使用時間の変更）

第7条 指定管理者は、条例第18条の規定により市長の承認を得ようとするときは、使用時間等変更申請書（様式第6号）により市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が緊急の必要により臨時に開館し、若しくは休館し、又は観覧時間を変更したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- 3 市長は、第1項の規定による申請を承認するときは、使用時間等変更承認書（様式第

7号)を指定管理者に交付するものとする。

(賠償)

第8条 市長は、条例第15条の規定による申出を受けたときは、賠償の要否及び賠償の額を決定し、これを当該申出をした者に通知するものとする。

2 前項の規定による賠償の額の通知を受けた者は、速やかに当該額を納入しなければならない。

(読替規定)

第9条 文学館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条第1項から第3項まで、第4条第1項及び第2項、第5条第1項及び第2項並びに第6条第1項及び第2項の規定の適用については、第3条第1項から第3項まで、第4条第1項及び第2項並びに第5条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第5条第1項及び第2項並びに第6条第1項及び第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、様式第1号から様式第5号までの規定中「伊賀市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(補則)

第10条 指定管理者は、この規則に定めるもののほか、文学館の管理及び運営に関し必要な事項及び様式を市長の承認を得て定めることができる。

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年12月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則の施行の日以後の文学館の施設の使用に関し必要な手続は、同日前においても行うことができる。